

定 款

2022年6月20日

アステラス製薬株式会社

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社はアステラス製薬株式会社と称し、英文では Astellas Pharma Inc.と表示する。

第2条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、試薬、工業薬品、農薬その他化学的製品の製造、販売および輸出入
2. 食品および食品添加物、調味料、肥料、飼料および飼料添加物、化粧品、衛生用具、医療用具、動物用医療用具、計量器、日用品雑貨の製造、販売および輸出入
3. 天産物の売買ならびに輸出入
4. 医療用具の賃貸借および保守
5. 医療用機械器具、産業用機械器具、家庭用機器の製造、販売、輸出入、賃貸借および保守
6. 医療に関連する各種科学的検査
7. 健康および医療に関する情報の収集、分析、提供等の事業
8. 健康管理に関する支援、コンサルティング等の事業
9. 酒類、酒精飲料および飲料品の製造、販売および輸出入
10. 実験動物の飼育・販売および輸出入
11. 不動産の売買、賃貸借、管理およびその仲介
12. 倉庫業、道路運送事業および貨物利用運送事業
13. 旅館業および保健体育施設の経営および管理
14. 損害保険代理業
15. 出版業
16. コンピューターの販売、賃貸借および保守
17. コンピューターのソフトウェアの開発、販売および賃貸借
18. コンピューターによる情報処理・提供サービス業
19. 経営コンサルタント業
20. 前各号に付帯または関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都中央区に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は90億株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式および株主の権利行使に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集場所）

株主総会は東京都区内においてこれを招集する。

第15条（招集者および議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提供しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内とする。

監査等委員である取締役は5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名および取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。

第24条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

第30条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。

監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第35条（剩余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。未払いの配当金には利息を付けない。

附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の社外監査役との責任限定契約に関する経過措置）

2018年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第2条（電子提供措置等に関する経過措置）

定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。

本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。